

## 条 例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第四号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第七十三条第一項第一号」を「第七十三条の四第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三条第一項第二号」を「第七十三条の四第一項第二号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。